(傍線部分は改正部分)

三~八(略)	と。 つ、当該計画を確実に実施するに足りる能力を有するものであるこ	区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を含む。)を有し、か	ステムの無線局である場合にあつては、受けようとする免許の対象	五九五畑以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシ	信事業の実施について適切な計画(その局が二、五七五㎞を超え二、	二 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通	一 (略)	ればならない。	第三条 電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなけ	(電気通信業務用無線局)	改正案
三~八(略)				実施するに足りる能力を有するものであること。	信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に	二 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通	一 (略)	ればならない。	第三条 電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなけ	(電気通信業務用無線局)	現 行

改

正

案

(特定無線局の無線設備の規格)

に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号

- (略)
- 一 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局
- (1) (7) (略)
- 8 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準
- (9) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第四項に規定する技術基準
- 係るもの係るものは一に規定する技術基準のうち陸上移動局に

(11) (16) (略)

三~九

(略)

- 前条第二項に規定する基地局

- (1) (6) (略)
- (7) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第五項に規定する技術基準
- 8 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第六項に規定する技術基準
- する技術基準の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定の一設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定し
- する技術基準 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項に規定
- する技術基準 する技術基準 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定
- する技術基準 する技術基準 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第七項に規定

(特定無線局の無線設備の規格)

現

行

に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号

- (略)
- 二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局
- (1) (7) (略)
- 窓 設備規則第四十九条の六の十に規定する技術基準のうち陸上移動局に係

るもの

係るもの 設備規則第四十九条の六の十二に規定する技術基準のうち陸上移動局に 段 設備規則第四十九条の六の十一に規定する技術基準のうち陸上移動局に

(10) 設備規則第四係るもの

(11) (16) (略)

三~九 (略)

十 前条第二項に規定する基地局

- (1) (6) (略)
- する技術基準 する技術基準 である 一十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定
- する技術基準 おの二十八第一項、第二項、第六項及び第七項に規定 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項に規定
- する技術基準の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定の
- する技術基準の二十九第一項、第二項、第六項及び第七項に規定の

(簡易な操作)

りとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとお

一~五 (略)

- 設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作へ 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線
- (1) 基地局 (第十五条の二第二項に規定するものであつて、設備規則第四十(1) 基地局 (第十五条の二第二項及び第三項、第四十九条の二十八第一項、第三項、第四十九条の六の十第一項及び第三項、第四十九条の六の十第一項及び第三項、第四十九条の六の十第一項及び第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、
- い場所に設置するものに限る。以下「特定陸上移動中継局」という。)他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがな定する技術基準に適合する無線設備を使用するものであつて、屋内その他② 陸上移動中継局(設備規則第四十九条の六又は第四十九条の六の十に規

(3) (5) (略)

七・八(略)

(簡易な操作)

りとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとお

一~五 (略)

(1)

設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作六、次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無絶

- 以下「フェムトセル基地局」という。) び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。 項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の二十八第一項、第二九条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、基地局(第十五条の二第二項に規定するものであつて、設備規則第四十
- 限る。以下「特定陸上移動中継局」という。) するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものにる無線設備を使用するものであつて、屋内その他他の無線局の運用を阻害② 陸上移動中継局(設備規則第四十九条の六に規定する技術基準に適合す

(3) (5) (略)

七・八 (略)

改

正

後

(申請手続の簡略)

第十五条の二の二 (略)

2 通信局、 目 という。)、施行規則第三十三条第六号①に規定するフェムトセル基地局 く。)及び無線設備の常置場所(VSAT地球局にあつては当該VSAT地球局 成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除 号までに掲げる事項(VSAT地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落 等を明示した上、当該一 動中継局に限る。)、無線設備の移動範囲及び常置場所(VSAT地球局に限る。) 局の数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期 の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線 く。)を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、 から第七号までに掲げる事項 所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号 設備規則第九条の四第四号イに規定するPHSの基地局 (以下 「PHSの基地局」 無線設備の設置場所とする。)を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「VSAT制御地球局」という。)の T地球局」という。)又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七 くは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局(以下「VSA (以下単に 同一人に属する二以上の簡易無線局、 「フェムトセル基地局」という。) 又は同号②に規定する特定陸上移動中継局 無線設備の設置場所(PHSの基地局、 無線標定移動局、 「特定陸上移動中継局」という。)であつて、 の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出す 携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項若し (無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除 気象援助局、 フェムトセル基地局又は特定陸上移 陸上移動局、 その無線設備の設置場 携帯局、 (以下単 船上 2

3 · 4 (略

ることによつて行うことができる。

別表第二号第 2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、

-請手続の簡略)

改

正

前

第十五条の二の二(略)

通信局、 つて行うことができる。 た上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによ る。)、無線設備の移動範囲及び常置場所 (VSAT地球局に限る。) の設置場所(PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限 各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、 係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の数及び じくするものの免許の申請は、 までに掲げる事項(無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。)を同 も同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号 害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの 基地局」という。)又は設備規則第四十九条の六に規定する技術基準に適合する という。)、施行規則第三十三条第六号⑴に規定する基地局(以下「フェムトセル 設備規則第九条の四第四号イに規定するPHSの基地局 (以下 「PHSの基地局」 無線設備の設置場所とする。)を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「VSAT制御地球局」という。)の く。)及び無線設備の常置場所(VSAT地球局にあつては当該VSAT地球局 成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除 号までに掲げる事項(VSAT地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落 T地球局」という。) くは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局 「特定陸上移動中継局」という。) であつて、 同一人に属する二以上の簡易無線局、 :線設備を使用する陸上移動中継局であつて屋内その他他の無線局の 無線標定移動局、 又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七 携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項若し その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に 気象援助局、 その無線設備の設置場所がいずれ 運用開始の予定期日、 陸上移動 局、 (以下「VSA 携帯 等を明示し 無線設備 局、 足用を阻 (以 下 船

3 • 4 (略)

別表第二号第 2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、

移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(様式略)

注1~24 (略)

25 24 の欄の記載は、次によること。

(1)~(10) (緊)

(11) 2.575MHz を超え 2.595MHz 以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局にあつては、無線局根本基準第 3 条第 2号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

(12) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

26~29 (略)

移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(様式略)

注1~24 (略)

25 24の欄の記載は、次によること。

(1)~(10) (器)

(111) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

26~29 (略)

十四 シン 第四十九条の六の九において無線設備の 八七 四七 2 2 3 3 3 3 4 4 5 5 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7	一~十三 (略) (略) (略)	送信設備上限(パ 下限(パ 下限(パ 下限(パ 下限)	、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。第十四条。空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い	(空中線電力の許容偏差)	附則	第五章 (略)	第五節~第九節 (略)	第四節の五〜第四節の二十九(略)	の無線設備(第四十九条の六の十一)第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等	第一節~第四節の四の五 (略)	第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第一章~第三章 (略)	目次	改 正 案
線通信を 地局の送信設備 八七 四七 がルキャ (1) 第四十九条の六の九において無 八七 四七 式携帯無 線設備の条件が定められている基 1 第四十九条の六の九において無 八七 四七		送信設備上限(パ下限(パ下限(パア限)	_、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	(空中線電力の許容偏差)	附則	第五章 (略)	第五節~第九節 (略)	第四節の五〜第四節の二十九(略)	の無線設備(第四十九条の六の十一・第四十九条の六の十二年 第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等	第一節〜第四節の四の五(略)	第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第一章~第三章 (略)	目次	現 行

				信線
を除く。)と通信を行を除く。)と通信を行	移中めて十		局の送信設備 が定められている基地 が定められている基地	
三・六四明ないを超え	する場合 型え二、〇二〇 型え二、〇二五 で送信	三・四品 と超え の電波を の 電波数の電波を の 電波を の 電波を の 電波を の しょう かんしょう かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょ かんしょく かんしゃ かんしょく かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしょく かんしん かんしょく かんしゃ かんしょく かんしゃ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ しんしょ かんしょ か	対	
- 00	八七	100	八 七	
六二	四七	五〇	四七	

う無線局をいう。以下同じ。)

通信が不可能な場合、その中継を行局と陸上移動局との間の携帯無線線設備の試験若しくは調整をする式携帯無線通信を行う無線局又は基地にめの通信を行う無線局の無対機がある。

局 行う無線

(四)

線設備の条件が定められているシ

第四十九条の六の十において無

ための通信等を行う無線局(シング

続方式携帯無線通信設備の試験のングルキャリア周波数分割多元接

上移動局の送信設備 線設備の条件が定められている陸 第四十九条の六の十において無

.

(表件が定められている を構想を が定められている を対している をがしな をがしな をがしな をがしな をがしな をがしな をがしな をがしな をがしな をがしな をがしな をがしな をがしな をがし をがし	のの送信設備	i を行うも、 いる 陸 上 件 に	うものの送信設備
九において無線設備の送信	三・四 出を超え	#M 以下の周波 超え二、○二五 別下の周波を送信	送信する場合
	00	시 七	
七 九	七四	四七	

第四十九条の六の九に 第四十九条の六の九に 移動局の送信設備の条件 が定められている陸上 が定められている陸上 が定められている陸上		るものを除く。) 高波数の電波を送信す	数の空中線から同一の 移動局の送信設備 (複 が定められている陸上 が定められている陸上 の本件 の本件	
合 での周波数の配 がを送信する場 電 別に、対し、 ののでは、 ので	る場合で観点を送信する場合	合 下の周波数の電 場を送信する場 の間波数の電 場を送信する場	合 での周波数の電 での周波数の電 がを送信する場	
八七	八 七	八七	八七	
七〇	四 七	当	五三	

	+ H 送無信帯続割周 五 信線を無方多波 備のう通携接分交	
次に掲げる送信設備		移動局の送信設備 が定められている陸上 が定められている陸上
		送信する場合 三・六 GHL 以下の周波を送信する場合 送信する場合 送信する場合 が SHL 以下の周波を送信 で B
五〇		一 〇 七
五〇		법 치
	無 信 帯 続 割 周 五 線 を 無 方 多 波 行 線 式 、 数 直 う 通 り 通 り 通 り 通 り 通 り 通 り 通 り 通 り 通 り 通	
次に掲げる送信設備	次に掲げる送信設備 次に掲げる送信設備 「知知・一にお知られて知識ののでは、一にお知らのでは、一にお知らのでは、一にお知らのでは、一にお知らのでは、一にお知らのでは、一にお知らのでは、一においる。 第四十九条の六の十一にお理線設備の条件が定められて無線設備の条件が定められて無線設備の条件が定められて無線設備の条件が定められて無線過信設備の条件が定められて無線設備の条件が定められて無線過信設備の条件が定められて無線過信設備の条件が定められて無線過信設備の条件が定められて無線過信が不可能な場合ででは、基地局と陸上移動局との一定を行う無線通信が不可能な場合、特帯無線通信が不可能な場合、中継を行う無線局をいう。以下中継を行う無線局をいう。以下中継を行う無線局をいう。以下中継を行う無線通信が不可能な場合、中継を行う無線通信が不可能な場合、	
	特げる送信設備 第四十九条の六の十一において 第四十九条の六の十一において 第四十九条の六の十一において 第四十九条の六の十一において 第四十九条の六の十一において 第四十九条の六の十一において 第四十九条の六の十一において 第四十九条の六の十一において 第四十九条の六の十一において 第四十九条の六の十一において 第四十九条の前側 を上移動局の送信設備 を上移動局の送信設備 をするための通信を行う無線局 をするための通信を行う無線局 では基地局と陸上移動局との間の 以は基地局と陸上移動局との間の 中継を行う無線局をいう。以下同じ 中継を行う無線局をいう。以下同じ 中継を行う無線局をいう。以下同じ 中継を行う無線局をいう。以下同じ	の電波を送信す
五〇	五九	
五〇	三七	

次に掲げる送信設備 次に掲げる送信設備 五八 五八 次に掲げる送信設備 五八 五八 次に掲げる送信設備であつて、送信バー 1 第四十九条の六の十一において 第四十九条の六の十一において 第四十九条の六の十一において 第四十九条の六の十一において 第四十九条の六の十一において 無線設備の条件が定められている陸 上移動局の送信設備であつて、送信 五八 五八 五八 五八 五八 五八 五八 五	第四十九条の六の十一において 第四十九条の六の十一において 末線設備の条件が定められている基 無線設備の条件が定められている 第四十九条の六の十一において 無線設備の条件が定められている 第四十九条の六の十一において 無線設備の条件が定められている 第四十九条の六の十一において
次に掲げる送信設備 (五・六マイクロ秒の自然数倍の値の 無線設備の条件が定められている 無線設備の条件が定められている 「五・六マイクロ秒又は一、〇六七 一五・六マイクロ秒又は一、〇六七 ・六八マイクロ秒の自然数倍の値の もの もの もの を上移動局の送信設備であつて、送信バ 無線設備の条件が定められている において 無線設備の条件が定められている を上移動局の送信設備であつて、送信バ	第四十九条の六の十二において 無線設備の条件が定められている 無線設備の条件が定められている 無線設備の条件が定められている にだースト長が五ミリ秒のもの 信バースト長が五ミリ秒のもの 信が一スト長が五ミリ秒のもの 一次周波数分割多元接続方式携帯 直交周波数分割多元接続方式携帯 直交周波数分割多元接続方式携帯 で、送信バースト長が五ミリ秒のもの で、送信バースト長が五ミリ秒のもの で、送信バースト長が五ミリ秒のもの

送無スク動広接分アル・は続割信線テセ無帯続割周キシ時方多備局ムス線域方多波ャン分式元ののシア移式元数リグ割又接	周波数分	十六時分												
その他の無線局の送信設備	を行うものを除く。)の送信設備条件が定められている陸上移動局(中継	第四十九条の二十九において無線設備の	のもの		ニマイ	1	う無線局の送信設備であつて、送信通信設備の試験のための通信等を行	交周波数分割多元接続方式携帯無線	無線設備の条件が定められている	三 第四十九条の六の十一においてのもの	七・六八マイクロ秒の自然数倍の値	○一五・六マイクロ秒又は一、○六	ニマイクロ秒、一	バースト長が九一一・四四マイクロ
식		八七												
四七		七九												
		1												
	76l	十六												
	移動無・シン	十六時公												
	移動無線ア	十六時分割												
	移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域	十六 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割	数倍の値のもの	マ六	、九六三・五二	て、送信バースト長が九一一・四四	等を行う無線局の送信設備であつ無線通信設備の試験のための通信	式	無線設備の条件が定められてい	三 第四十九条の六の十二において 値のもの	打りつい 六七・六八マイクロ秒の自然数倍の	、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇	秒、九六三・五二マイクロ秒、	信バースト長が九一一・四四マイク
	移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域	割・直交周波数分割多元接続方式又は時		、一、〇一五・六マイクコ	イクロ秒、九六三・五二	て、送信バースト長が九一一・四四	等を行う無線局の送信設備であつ無線通信設備の試験のための通信	直交周波数分割多元接続方式携帯	無線設備の条件が定められてい	第四十九条の六の十二におい値のもの	八マイクロ秒の自然数倍	イク	秒、九六三・五二マイクロ秒、	バースト長が九一一・四四マイ
	移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域	割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割		、一、〇一五・六マイクコ	イクロ秒、九六三・五二	て、送信バースト長が九一一・四四	等を行う無線局の送信設備であつ無線通信設備の試験のための通信	直交周波数分割多元接続方式携帯	無線設備の条件が定められてい	第四十九条の六の十二におい値のもの	八マイクロ秒の自然数倍	イク	秒、九六三・五二マイクロ秒、	バースト長が九一一・四四マイ

十七・ 十八 略 略 略)

2 • 3 略

4 リア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の送信設備と同 四メガビットのものに限る。 であって、 う陸上移動局 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局 複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができるシングルキャ (拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。 又は時分割・符号分割多重方式携帯無 (拡散符号 の送信設備 線通信を行 度が三・八

体に収められたものの空中線電力の許容偏差は 第一項の規定にかかわら

総務大臣が別に告示する

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 略

2

(略)

3 ては、 第四十九条の六 第一項の規定にかかわらず、 に定める携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置に 次のとおりとする。 うい

4 続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備下又は九四五 畑を超え九六〇畑以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接超え八四五畑以下、八六〇畑を超え八九〇畑以下、九〇〇畑を超え九一五畑以・ 七一八畑を超え七四八畑以下、七七三畑を超え八〇三畑以下、八一五畑を する。 を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりと 等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信 行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信 の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を

> 十七・十八 (略)

> > (略)

略)

2 • (略)

4 ン技術を用いた送信を行うものの送信設備及び複数の周波数帯の搬送波を同時 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う 第四十九条の六の九第 項第 号 へに規 定するキャリアアグリゲ 陸上移動

れた符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局 に受信することができるものの送信設備 四メガビットのものに限る。 又は時 分割・符号分割多重方式携帯無線通信を (当該送信設備と同 (拡散符号 <u>ー</u>の 筐 体に収めら 速度が三・

行う陸上移動局 備を含む。)の空中線電力の許容偏差は、 符号速度が三・八四メガビットのもの 第一項の規定にかかわらず、

が別に告示する。

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

(略)

2

3 わらず、 携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、 次のとおりとする。 第一項の規定にか

(表略)

4 下又は九四五曜を超え九六〇曜以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接超え八四五曜以下、八六〇曜を超え八九〇曜以下、九〇〇曜を超え九一五曜以七一八曜を超え七四八曜以下、七七三曜を超え八〇三曜以下、八一五曜を を行う無線局並びに八 等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信 おりとする。 行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信 の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を 続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備 行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線 通信等を行う無線局の受信装置については、 以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接 五 MH: を超え八四五 第一項の規定にかかわらず、 続方式携帯無線通信を を超え八九〇 次のと

(略)

<u>\{\}</u>

(略)

の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
の通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の通信等を行う無線局及び符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のためる。
の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

5

· 二 (略

信装置 ニシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受

割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分回 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分

一・二 (略)

割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信に直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分三・シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並び

表略

·二 (略)

信装置 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受

(表略)

7 一、九二○Ⅲを超え一、九八○Ⅲ以下又は二、一一○Ⅲを超え二、一七○Ⅲ7 一、九二○Ⅲを超え一、九八○Ⅲ以下又は二、一一○Ⅲを超え二、一七○Ⅲ7 一、九二○Ⅲを超え一、九八○Ⅲ以下又は二、一一○Ⅲを超え二、一七○Ⅲ7 一、九二○Ⅲを超え一、九八○Ⅲ以下又は二、一一○Ⅲを超え二、一七○Ⅲ10 回

·] (略

『宸置』 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受ニーシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受

装置

表略)

6

いては、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。 世紀の規定にかかわらず、次のとおりとする。 世紀の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一、七四四・九 賦 を超え一、七八四・九 賦 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局がでに直、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局がでに直、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局がでに直、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直径の計算の表別では、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。 しては、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。 しては、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

装置割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分三シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並び三シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並び

(表略)

7 一、九二○Ⅲを超え一、九八○Ⅲ以下又は二、一一○Ⅲを超え二、一七○Ⅲの規定にかかわらず、次のとおりとする。

·二 (略)

長置割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並び三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並び

8 号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方・ 二、○一○㎞を超え二、○二五㎞以下の周波数の電波を使用する時分割・符 る。 帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分 行う無線局の受信装置については、 携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備 割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式 多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携 方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割 割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続 式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分 の試験のための通信等を行う無線局並びに三・四品を超え三・六 の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を 第一項の規定にかかわらず、 次のとおりとす Hi 以下の周波

<u>〈</u> 匹 略

Ŧī. 受信装置 シングルキ ャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のう Mi を超え二 〇二五 凪以下の周波数の電波を使用するもの 0

(表略)

シングル 三. GHz を超え三・ 波数分割多元接続方式携帯無線通信を Hi 以下の周波数の電波を使用するものの受信装置 行う無線局のう

ベル以下の値	GHz 未満	
任意の一畑幅で(二)四七デシ	イ 一、〇〇〇 Mb 以上一八	継局
デシベル以下の値	MHz 未 満	は陸上移動中
任意の一〇〇 出幅で(二)五七	ア 三〇世以上一、〇〇〇	陸上移動局又
	以上一八品未満	
ベル以下の値	三九 GHz 未満、三・六一 GHz	
任意の一胐幅で(二)四七デシ	イ 一、〇〇〇 MHz 以上三・	
デシベル以下の値	MHz 未満	
任意の一〇〇 出幅で(二) 五七	ア 三〇	基地局
副次的に発する電波の限度	周波数帯	無線局の種別

8

は、 多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携 割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続 号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方二、○一○㎞を超え二、○二五㎞以下の周波数の電波を使用する時分割・符 割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多 帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分 式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分 波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続 方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割 方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置について 元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周 第一項の規定にかかわらず、 次のとおりとする。

略

Ŧī. 通信等を行う無線局の受信装置 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備 シングル キャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び の試験のため

の

(表略)

七・八 (略)

9~13 (略)

14 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、五寸る。

(表略)

15 20 (略)

ては、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。 分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の受信装置につい 1 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数

(表略)

22 に 施行規則 項の規定にかかわらず 匹 項 動 第 一号に 線通 .規定する1 信 次の表に定めるとおりとする Ď を MHz 行う無 帯広帯域移動無線通信 ぶ線局の受信装置

六・七 (略)

9 13 (略)

(表略)

15 20 (略)

(表略)

22 システムの無線局であつて、 送信空中線の絶対利得 又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセス が五デシベルを超える陸上 得が五デシ 直交周 波数分割多元接続方式広帯域移動無線ア 空中 **M通信** 線の絶対利得 ルを超える陸上移動 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地 動中継局 第匹条の 七デシ ルを超える陸上移動中継局並びに二〇〇 局及び基地 四第 ルを超える基地局 局 第三号に 対 セ する送 定する無 信空中 送信空中線の 局に対する 通信をい MHz

二、五 三 五 MHz 未 満	二、五〇五川以上	二、五〇五胍未満	三〇胍狀上一、〇	一五〇畑以上三	拙未満	九城以上一五〇
	اِ	ル以下の値任意の一畳の帯域幅における平均電力が(二)四七デシベ	ジベル以下の値任意の一○○曲の帯域幅における平均電力が(二)五四デ	ベル以下の値 代意の一〇曲の帯域幅における平均電力が(二)五四デシ	電リカリ	任意の一趾の帯域幅における平均電力が(二)五四デシベーションの帯域幅における平均電力が(二)五四デシベート
			1	1	1	

ず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。う。以下同じ。)を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわら

		二、五〇五 州以上 一	二、五〇五四未満 川 任	三〇畑以上一、〇 任意	一五〇畑以上三 任		九朏以上一五〇 任
(3) (1)及び(2)以外の陸上移動局(送信空中線の絶対七〇デシベル以下の値と上移動局(送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置 (任意の一版の帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値	するものに限る。)の受信装置 (1) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の値 (1) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇 一デシベル以下の値上移動局(送信空中線の絶対利 一デシベル以下の値上移動局の受信装置 とは意の一脳の帯域幅における平均電力が(二)六 一がもりのでは表置 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	スシステムの無線局(送信バースト長が五ミリ秒のもの直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセ	ル以下の値任意の一畳の帯域幅における平均電力が(二)四七デシベ	シベル以下の値任意の一〇〇趾の帯域幅における平均電力が(二)五四デ	ベル以下の値というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	電力について同じ。) 以下の値ミリワットを〇デシベルとする。以下こ	任意の一風の帯域幅における平均電力が(二)五四デシベー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

十二百	
任意の一脳の帯域幅における平均電力が(二)	
するものに限る。)の受信装置	
得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方と	
デシベル以下の陸上移動局(送信空中線の絶対利	
① 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇	
イ 陸上移動局の受信装置	
ーデシベル以下の値	
任意の一脳の帯域幅における平均電力が(二)六	
ア 基地局の受信装置	
線アクセスシステムの無線局	
ングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無	
二 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シ	
総務大臣が別に告示する値に適合すること。	
(3) (1) 及び(2) 以外の陸上移動中継局の受信装置	
合にあつてはアの規定を、それぞれ適用する。	
③の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場	
基地局からの電波を受信する場合にあつてはイ	
とするものに限る。)の受信装置	
得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方	
② ①以外の陸上移動中継局(送信空中線の絶対利	
న _ం	
合にあつては第十四項の規定を、それぞれ適用す	
②の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場	
基地局からの電波を受信する場合にあつてはイ	
方とするものに限る。)の受信装置	
対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手	
シベルを超える陸上移動中継局(送信空中線の絶	
(1) 基地局に対する送信空中線の絶対利得が一〇デ	
ウ 陸上移動中継局の受信装置	
六一デシベル以下の値	
任意の一脳の帯域幅における平均電力が(二)	
方とするものに限る。)の受信装置	
利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手	

二 一以外の無線局の受信装置デシベル以下の値 任意の一 畑の帯域幅におけ 陸上移動局の受信装置			
一以外の無線局の受信装置シベル以下の値任意の一脳の帯域幅における平均電力が(二)七〇陸上移動局の受信装置			
t			

七〇デシベル以下の値

(2) 陸上移動局(送信空中線の絶対利得が一七デシベ ル以下の基地局を通信の相手方とするものに限 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える

任意の一 凪 の帯域幅における平均電力が(二))の受信装置

六八デシベル以下の値 ① 及び ② 以外の陸上移動局 (送信空中線の絶対

(3) 利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手 方とするものに限る。)の受信装置

六ーデシベル以下の値 任意の一 囮 の帯域幅における平均電力が(二)

陸上移動中継局の受信装置

方とするものに限る。) の受信装置 対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手 シベルを超える陸上移動中継局(送信空中線の絶 基地局に対する送信空中線の絶対利得が一〇デ

合にあつては前項の規定を、それぞれ適用する。 ② の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場 基地局からの電波を受信する場合にあつてはイ

(2) とするものに限る。)の受信装置 得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方 ③ の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場 ①以外の陸上移動中継局(送信空中線の絶対利 基地局からの電波を受信する場合にあつてはイ

合にあってはアの規定を、それぞれ適用する。 (1) 及び(2) 以外の陸上移動中継局の受信装置 総務大臣が別に告示する値に適合すること。

二〇〇 凪 帯広帯域移動無線通信を行う無線局 陸上移動局の受信装置

任意の一 朏 の帯域幅における平均電力が(二)七

ア以外の無線局の受信装置

○デシベル以下の値

十四頁

二、五三五風以上	
任意の一凪の帯域幅における平均電力が(二)四七デシベ	デシベル以下の値任意の一座の帯域幅における平均電力が(二)六一

23 29 (略)

以下の値

一·二 (略)

2 (略)

数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならな数の電波を送信するものは、次に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる目波であった。

(表略)

一般的条件

イ〜ホ (略)

に限るものとする。

む。)と一の陸上移動局との間の通信 (総務大臣が別に定めるものを除く。) む。)と一の陸上移動局へ送信する場合にあつては、次に掲げる基地局を含の基地局 (陸上移動局へ送信する場合にあつては、次に掲げる基地局を含て行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数、キャリアアグリゲーション技術 (二以上の搬送波を同時に用いて一体とし

ジーシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

ーデシベル以下の値 任意の一 ML の帯域幅における平均電力が(二)六

五三五凪以上 任意の一凪の帯域幅における平均電力が (二) 四七デシベ

以下の

23 29 (略

限る。)に適合するものでなければならない。

「大〇」に適合するものでなければならない。

「大〇」に定められているものでなければならない。

「大〇」に適合するものでなければならない。

一・二 (略

(略)

2

い。
数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならな変の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならなであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波であって、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の大門を開いるものであります。

(表略)

一般的条件

イ〜ホ (略)

の通信に限るものとする。の基地局(一の者により運用されるものに限る。)と一の陸上移動局との間で行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数へ、キャリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体とし

であつて、時分割複信方式を用いるもの

周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局② 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア

ト (略)

二 (略)

- に適合するものでなければならない。 2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件

ト (略)

二 (略)

2

- に掲げる周波数が自動的に選択されること。 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、な

「受信した電波の周波数より五五 ML低い周波数七十八 MLを超え七四八 ML以下の周波数の電波を送信するものにあつて

は、

- 口 数の電波を送信するものにあつては、 い周波数 五 MI を超え八 匹 $\overline{\mathcal{H}}$ MH 以下又は 九〇〇 受信した電波の周波数より四五 MI を超え九 五 MH D 下の MH 2 周波 低
- | るものにあつては、受信した電波の周波数より四八 ||| 低い周波数|| 一、四二七・九 ||| を超え一、四六二・九 ||| 以下の周波数の電波を送信す
- | るものにあつては、受信した電波の周波数より九五 ||| 低い周波数|| 一、七四四・九 ||| を超え一、七八四・九 ||| 以下の周波数の電波を送信す
- あつては、受信した電波の周波数より一九○㎞低い周波数ホー、九二○㎞を超え一、九八○㎞以下の周波数の電波を送信するものにホー、九二○㎞を超え一、九八○㎞

二 (略)

- こと。 に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有する 三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は<mark>当該基地局</mark>からの制御情報

一 (略)

ら送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものか(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元) 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局

るよう自動的に制御する機能を有すること。
は当該基地局を含む。)からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となジステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスキャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又

四~六 (略)

3 • 4 (略)

一般的条件

イ〜ホ (略)

のとする。の陸上移動局との間の通信(総務大臣が別に定めるものを除く。)に限るもの陸上移動局へ送信する場合にあつては、次に掲げる基地局を含む。)と一(陸上移動局へ送信する場合にあつては、次に掲げる基地局を含む。)と一キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局

- であつて、周波数分割複信方式を用いるもの(1) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局
- 周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局② 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア
- 中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。「複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空
- ① 基地局の無線設備 各空中線端子における値
- 陸上移動局の無線設備 各空中線端子における値の総和

二 (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備のうち、二、○一○ №を超え二

四~六(略)

3 • 4 (略)

る。)の条件に適合するものでなければならない。 お。)の条件に適合するものでなければならない。 お。)の条件に適合するものでなければならない。 お。)の条件に適合するものでなければならない。 お。)の条件に適合するものでなければならない。 お。)の条件に適合するものでなければならない。 る。)の条件に適合するものでなければならない。 る。)の条件に適合するものでなければならない。 る。)の条件に適合するものでなければならない。

一一般的条件

イ〜ホ (略)

二 (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、

次に掲げる条件に適合するものでなければならない。〇二五 吡 以下の周波数の電波を送信するものは、同項に規定する条件のほか、

- 一•二 (略)
- い。同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならな同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならな3 第一項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の無線設備は、
- 局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。 基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地 だーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シ ングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの と行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送 を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送 を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送 と言うと、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信 と言うと、
- 別に告示する数以下の搬送波を使用するものであること。告示する周波数帯の連続する搬送波を使用するものであり、かつ、総務大臣が一二キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、総務大臣が別に二
- 以下であること。 | ては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、○・二ワット | 四 空中線電力 (キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつ
- 下の周波数の電波を送信するものにあつては三デシベル以下であること。 の電波を送信するものにあつては〇デシベル以下、三・四㎝を超え三・六㎝以五 送信空中線の絶対利得は、二、〇一〇㎜を超え二、〇二五㎜以下の周波数

次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

| 件に適合するものでなければならない。| 3| 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条

ること。報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有す報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有す、第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情

空中線電力は、○・二ワット以下であること。

_

送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。

三

と。

| 数幅における平均電力が同表の第四欄に掲げる漏えい電力の値以下であるこ|| 数幅における平均電力が同表の第四欄に掲げる漏えい電力の値以下であるに|| 二欄に掲げるチャネル間隔の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる周波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中へ|| 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中へ|

三・六 GH 以下
MII

□項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならな同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならな4 第一項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)の無線設備は、

- | 三・四 邸を超え三・六 邸以下の周波数の電波を送信するものであること
- 二 基地局対向器の空中線電力の総和は、四○ミリワット以下であること。
- 三 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。
- 四 陸上移動局対向器の空中線電力の総和は、二五〇ミリワット以下であるこ

線端子において、次のとおりであること。四の一般送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中の四の一般送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中の四、

五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下であること。 チャネル間隔が五 MLのものにあつては、任意の四・五 ML幅で(二)四八・

- チャネル間隔が一○MLのものにあつては、任意の九ML幅で(二)四八・
- ‐ チャネル間隔が一五 囮 のものにあつては、任意の一三・五 囮 幅で(‐五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下であること。

کے

- で補うことができるものとする。
 の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得ただし、等価等方輻射電力が絶対利得○デシベルの空中線に二五○ミリワット五 陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、○デシベル以下であること。
- 値に適合すること。
 一直に適合すること。
 一基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、総務大臣が別に定める
- 七 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。
- 第一号ハ及びホの規定は、適用しない。 電波を送信するものであつて、次に掲げる条件に適合するものについては、同項5 第一項の基地局の無線設備のうち、三・四 邸を超え三・六 邸以下の周波数の
- 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。
- るものとする。
 えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができえたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができ射電力が絶対利得○デシベルの空中線に一○○ミリワットの空中線電力を加二 送信空中線の絶対利得は、○デシベル以下であること。ただし、等価等方輻二 送信空中線の絶対利得は、○デシベル以下であること。ただし、等価等方輻
- し、電源設備及び空中線系については、この限りでない。三一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただ
- 四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。
- 検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。五一当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を

局等の無線設備 第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線

局等の無線設備 第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線

(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

に適合するものでなければならない。	りれはならない。
無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七〇凪以下一、八七九・九川以下又は二、一一〇川を超え二、一四、八七九・九川以下又は二、一一〇川を超え二、一超え一、五一〇・九川以下、一、八三九・九川を超え、八六〇川を超え八九〇川以下、一、四七五・九川を
設備を上移動局の無線	八〇川以下 一、七八四・九川以下又は一、九二〇川を超え一、九四・九川以下又は一、九二〇川を超え一、加を超えて、九四四・九川を超えて、加川五川を超え八四五川以下、一、四二七・九川を
直交周波数分割 のための通信等を のための通信等を の無線局の無線	スニ、一七○Ⅲ以下 ○川を超え一、九八○Ⅲ以下又は二、一一○Ⅲを超 ○川を超え一、九八○Ⅲ以下、五一○・九川以下、一、四二七・九川を超え一、七八四・九川以下、一、 一、七四四・九川を超え一、七八四・九川以下、一、 一、七四四・九川を超え一、七八四・九川以下、一、 一、七四四・九川を超え一、七八四・九川以下、一、 一、七四四・九川を超え一、七八四・九川以下、一、 一、七〇川以下、一、四二七・九川を超え一、 八三九・九川を超え一、八七九・九川以下、一、 一、七〇川以下、一、四二七・九川。
	え二、一七〇HI以下

一般的条件

- る複信方式であること。

 る複信方式であること。

 数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局か数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波
- ものであること。

 ・ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別される

- | 自動りこうついるにい。| ハークの基地局の通話チャネルへの切替えが | 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが
- 二 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。自動的に行われること。
- できること。
 必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化が、一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために
- 二送信装置の条件
- 値直交振幅変調であること。
 イ 変調方式は、四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四イ
- 件に適合すること。 件に適合すること。 件に適合すること。 件に適合すること。 件に適合すること。
- に適合するものでなければならない。 | 1 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件
- に掲げる周波数が自動的に選択されること。 一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次
- は、受信した電波の周波数より四五 賦低い周波数イー 八一五 賦を超え八四五 賦以下の周波数の電波を送信するものにあつて
- るものにあつては、受信した電波の周波数より四八 熈 低い周波数 ロー、四二七・九 畑 を超え一、四六二・九 畑 以下の周波数の電波を送信す
- るものにあつては、受信した電波の周波数より九五 畑 低い周波数ハ 一、七四四・九 畑 を超え一、七八四・九 畑 以下の周波数の電波を送信す
- あつては、受信した電波の周波数より一九〇㎞低い周波数 一、九二〇㎞を超え一、九八〇㎜以下の周波数の電波を送信するものに
- シベルとする。)以下であること。 線端子において、任意の一 賦幅で(二)六一デシベル(一ミリワットを〇デー 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中
- 四 空中線電力は、二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下で

お助中継局にあつては第二号ロに限る。)の条件に適合するものでなければなー○ Mu を超え二、○二五 Mu 以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、○を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、○とが、は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局等四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

・二 (略)

2 · 3 (略)

泉设備)(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無

一般的条件

イ・ロ (略)

うものに限る。)の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行ハ 一の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)

ニ・ホ (略)

(略

あること

五 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

おい。
 大多動中継局にあつては第二号ロに限る。)の条件に適合するものでなければなー○Ⅲを超え二、○二五Ⅲ以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、○を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、○を行う無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局等四十九条の六の十二

一・二 (略)

2·3 (略)

線設備)(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無

第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の画線設備の試験のための通信等を行う無線局(直交周波数分割多の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するの周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するの周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するの周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するでの周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するでは調整をするための通信等を行う無線局(直交周波数分割多の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するである。以下同じ。)の無線設備の試験のための通信等を行う無線局(直交周波数分割多の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するでは調整をするというに表する。以下同じる条件のいずれにも適合するでは調整をするというに対している。

一般的条件

イ・ロ (略)

空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成すうものに限る。)の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること(送信の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行ハ 一の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)

ニ・ホ(略)

る場合を除く

二 (略)

- か、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほ
- (略)
- 二 送信空中線は、その絶対利得が一七デシベル以下であること。
- 三(略)
- 一 (略)
- 二 送信空中線の絶対利得は、五デシベル以下であること。
- 三 (略)
- 件のいずれにも適合するものでなければならない。
 4 第一項の陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備は、次に掲げる条
- (略
- 二デシベル)以下であること。と通信を行う陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備にあつては、二 送信空中線の絶対利得は、五デシベル (陸上移動局(中継を行うものを除く。)
- 三・四 (略)
- 5~7 (略)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、の基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割の基地局の無線設備の試験が割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルカー

一一般的条件

- か、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほ
- (略)
- 送信空中線は、その絶対利得が二五デシベル以下であること
- (略)
- らない。
 がる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければなる。第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項各号に掲
- (略)
- 送信空中線の絶対利得は、二五デシベル以下であること。
- 一 (略)
- 件のいずれにも適合するものでなければならない。
 4 第一項の陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備は、次に掲げる条
- (略)
- 一 送信空中線の絶対利得は、五デシベル以下であること。

三・四 (略)

5 7

略

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングル 第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式区帯域移動無線アクセスシステムの基地局、 定掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ・ロ (略)

うものに限る。)の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行ハ 一の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)

一 (略)

の間の通信(総務大臣が別に定めるものを除く。)に限るものとする。数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局を含む。)と一の陸上移動局(基地局から陸上移動局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局

二 (略)

か、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほ

(略)

一 送信空中線の絶対利得は、一七デシベル以下であること。

三 (略)

らない。
がる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければなる。第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項各号に掲

該基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては、当ション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲー

二 送信装置の空中線電力は、○・二ワット以下であること。

三 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。

する。) 以下であること。 帯で、空中線端子において(二)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルと四 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数

4~7 (略)

1 - 口 (町)

る場合を除く。)。 空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成すらものに限る。)の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること (送信の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行ハーの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)

二 (略)

ホ

るものとする。 <mark>(一の者により運用されるものに限る。)から一の陸上移動局への送信</mark>に限まャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局

(略)

2

か、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。(前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のに

(略)

一送信空中線の絶対利得は、二五デシベル以下であること。

三 (略)

3

らない。
「第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項各号に掲

送信装置の空中線電力は、○・二ワット以下であること。

↑ 送信空中線の絶対利得は、二五デシベル以下であること。

する。)以下であること。 帯で、空中線端子において(Ⅰ)三○デシベル(一ミリワットを○デシベルと] 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数1

4~7 (略)

二一五船を超え二、六九〇船以下を使用する固定局、 ジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHS 交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方 無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、 行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、 試験のための通信等を行う無線局、 の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の 帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デ 割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広 動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分 う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移 移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行 多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上 行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線 及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を 局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通 等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線 無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信 ための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う 無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験の 線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯 分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無 するものでなければならない。ただし、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号 び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合 式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接 線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、 局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割 信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局 小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動 G一F電波、 F一X電波、G一B電波、G一C電波、 G一N電波又はG一X電波五四㎞を超え九六○㎞以下又は一、 特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を 小電力セキュリティシステムの無線局 G一D電波、 陸上移動業務の無線局及 G一E電波 時分割・直

F

一B電波、

F一C電波、

F一D電波、

F一E電波、

F一F電波

第五十七条の三 PHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、 数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、P 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波 デジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレ 験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及び 行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試 局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を 局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通 等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線 無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信 無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験の 線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯 行う無線局 接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を ティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、 通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリ タル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための HSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及び ス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、 局及びシングルキャリア周波数分割多元接 行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線 及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を 信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局 ための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う 分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無 するものでなければならない。ただし、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号 元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元 携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合 F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、 の通信等を行う無線局、 吡を超え二、六九○吡以下を使用する固定局、 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリ F一B電波、 G一N電波又はG一X電波五四㎞を超え九六○㎞以下又は一、 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線 F一C電波、 F一D電波、 G一D電波、 陸上移動業務の無線局及 特定小電力無線局、デジ 無線通信設備の試験のた F一E電波、 直交周波数分割多 G E F F 電波 電波

。

又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難クセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線ア

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表(主版)

注 1~30 (略)

- 31 次に掲げる固定局,陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。
- (1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア〜カ (器)

キ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無 線局

次の式により求められる値を許容偏差とする(f は、送信周波数(単位Hz) とする。)。

了) 基地局

- A 空中線電力が38デシベル($1\,\mathrm{mW}$ を0デシベルとする。)を超えるもの ($0.05\times\mathrm{f}\times10^{-6}+12$) Hz
- B 空中線電力が20デシベル($1 \, \mathrm{mW}$ を0 デシベルとする。)を超え38 デシベル($1 \, \mathrm{mW}$ を0 デシベルとする。)以下のもの $(0.1 \times \mathrm{f} \times 10^{-6} + 12) \, \mathrm{Hz}$
- C 空中線電力が20デシベル($1\,\mathrm{mW}$ を0デシベルとする。)以下のもの $(0.25\times\mathrm{f}\times10^{-6}+12)~\mathrm{Hz}$
- 位 陸上移動中継局(時分割複信方式を用いるものに限る。)
- A 陸上移動局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備

については、この限りでない。 条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元ア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

(累課)

注 1~30 (器)

- 31 次に掲げる固定局,陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は,この表に規定する値にかかわらず,次のとおりとする。
- (1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア〜カ (器)

キ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする(fは、送信周波数(単位Hz)とする。)。

(7) 基地局

- A 空中線電力が38デシベル(1 mWを0デシベルとする。)を超えるもの (0.05×f×10⁻⁶+12) Hz
- B 空中線電力が20デシベル(1 mWを0 デシベルとする。)を超え38デシベル(1 mWを0 デシベルとする。)以下のもの($0.1 \times f \times 10^{-6} + 12$) Hz
- C 空中線電力が20デシベル(1 mWを0デシベルとする。)以 下のもの (0.25×f×10⁻⁶+12) Hz

$\times \text{ f} \times 10^{-6} + 12) \text{ Hz}$

B 基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備 (0.1× <u>×10⁻⁶+15) Hz</u>

陸上移動局

A第49条の6の10に定める携帯無線通信の中継を行う陸上移動局のうち陸上移動局と通信を行うものの無線設備
f ×10⁻⁶+12) Hz(0.1×

3 Aに掲げる以外の無線設備 (0.1×f×10⁻⁶+15) Hz

ク 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交 周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を 行う無線局

🔼 バースト長が5ミリ秒のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

 $(2 \times f \times 10^{-6})$ Hz

fは、送信周波数(単位Hz)とする。

八 バースト長が911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6 マイクロ秒又は1,067.68マイクロ秒の自然数倍の値のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

- A 基地局 (0.05×f×10⁻⁶) Hz
- 陸上移動局 (2.5×f×10⁻⁶) Hz

fは、送信周波数(単位Hz)とする

(2)~(17) (略)

(1) <u>陸上移動局</u> (0.1×f×10⁻⁶+15) Hz

直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(ア) 周波数分割複信方式を用いるもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

- A 基地局 $(0.05 \times f \times 10^{-6})$ Hz
- B 陸上移動局 (2.5×f×10⁻⁶) Hz

fは、送信周波数(単位Hz)とする

(イ) 時分割複信方式を用いるものであつて、バースト長が5ミリ秒のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

 $(2 \times f \times 10^{-6})$ Hz

fは、送信周波数(単位Hz)とする。

(ウ) 時分割複信方式を用いるものであつて、バースト長が911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067.68マイクロ秒の自然数倍の値のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

- A 基地局 $(0.05 \times f \times 10^{-6})$ Hz
- 陸上移動局 $(2.5 \times f \times 10^{-6})$ Hz

fは、送信周波数(単位Hz)とする

(2) \sim (17) (略)

別表第二号(第6条関係)

第1~11 (略

第12 周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する. 次のとおりとする。 線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局<mark>並</mark> 割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無 線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分 交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無 分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直 号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時 分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線 等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時 行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信 びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数 局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符 <u> 線設備の占有周波数帯幅</u>の許容値は、 分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、 第1から第4までの規定にかかわらず、 占有

(器)

2 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下又は945MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1) \sim (3) (路)

32~54 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1~11 (點)

第12 線局、 線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局<mark>及</mark> 割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無 分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直 号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時 分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線 等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時 指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。 通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、 の通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行 びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のため 交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無 局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符 行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信 での規定にかかわらず、次のとおりとする。 無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分 この規定の適用を受ける周波数を 第1から第4ま

1 (略)

2 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下又は945MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用するも超え915MHz以下又は945MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用するも

(1) \sim (3) (器)

- 3 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,744.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,839.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- $(1) \sim (4)$ (器)
- 4 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局がびに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局がに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの
- (1) \sim (3) (略)
- (4) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの
- . チャネル間隔が 5 MHzのもの 5 MHz
- テャネル間隔が10MHzのもの 10MHz
- ウ チャネル間隔が15MHzのもの 15MHz
- <u>エ チャネル間隔が20MHzのもの(3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数の電</u> <u>波を送信するものに限る。)</u> <u>20MHz</u>

- 3 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局がでは、1、4号の割りをできる。 1、427.9MHz を超え1、462.9MHz 以下、1、475.9MHz を超え1、510.9MHz 以下、1、744.9MHz を超え1、784.9MHz 以下、1、839.9MHz を超え1、879.9MHz 以下、1、920MHz を超え1、980MHz 以下又は2、110MHz を超え2、170MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- (1) \sim (4) (略)
- 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局がびに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を開いるもの
- (1) \sim (3) (器)
- (4) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの
- ア チャネル間隔が5MHzのもの 5MHz
- イ チャネル間隔が10MHzのもの 10MHz
- ウ チャネル間隔が15MHzのもの 15MHz

(5) (器)

5 (略)

第13~65 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1~16 (器)

17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1) · (2) (略)

3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

18~59 (略)

(5) (器)

5 (略)

直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるもの

- チャネル間隔が5MHzのもの 5MHz
- 2) チャネル間隔が10MHzのもの 10MHz
- 3) <u>チャネル間隔が20MHzのもの 20MH</u>

第13~65 (略)

別表第三号(第7条関係)

1~16 (器)

11 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1) • (2) (器)

3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線通信を行う無線局及びらシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発財の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

18~59 (器)

改正案

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一〜十一の二十の三(略)

線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備十一の二十一 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項においてその無

の無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備十一の二十一の二 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第四項においてそ

基地局<mark>又は陸上移動中継局</mark>に使用するための無線設備められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う十一の二十二 設備規則第四十九条の六の十においてその無線設備の条件が定

線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備十一の二十三(設備規則第四十九条の六の十第一項及び第五項においてその無)

線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備十一の二十四(設備規則第四十九条の六の十第一項及び第六項においてその無

長が五ミリ秒のもの定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バーストーの二十五。設備規則第四十九条の六の十一においてその無線設備の条件が十一の二十五。設備規則第四十九条の六の十一においてその無線設備の条件が

クロ秒又は一、○六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、○一五・六マイ定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト十一の二十六 設備規則第四十九条の六の十一においてその無線設備の条件が

試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使十一の二十七 設備規則第四十九条の六の十一においてその無線設備の条件が

現 行

表

一条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〜十一の二十の三 (略)

第

められている陸上移動局に使用するための無線設備十一の二十一 設備規則第四十九条の六の十においてその無線設備の条件が定

無線受備一方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うめられているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う十一の二十二 設備規則第四十九条の六の十においてその無線設備の条件が定

| 定められている陸上移動局に使用するための無線設備| 十一の二十三| 設備規則第四十九条の六の十一においてその無線設備の条件が

その空中線電力が一六〇ワット以下のもの設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、設備の試験のための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地十一の二十四 設備規則第四十九条の六の十一第一項においてその無線設備の

長が五ミリ秒のもの一定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バーストーの二十五一設備規則第四十九条の六の十二においてその無線設備の条件が

クロ秒又は一、○六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、○一五・六マイ定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト十一の二十六 設備規則第四十九条の六の十二においてその無線設備の条件が

試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使 十一の二十七 設備規則第四十九条の六の十二においてその無線設備の条件が

バースト長が五ミリ秒のもの

六マイクロ秒又は一、○六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものバースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、○一五・武験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の上一の二十八 設備規則第四十九条の六の十一においてその無線設備の条件が

十二~六十六 (略)

二 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)

技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1) • (2) (略)

(3) 特性試験

であるかどうかについて審査を行う。申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するもの

線設備の種別に従つて試験を行う。告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別にアー次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目

装 二	_
試験項目	
三	
測定器等	
略(
二第	四
二第	特定無
二第	無線設
二第二第	悪線設備の
-	線

バースト長が五ミリ秒のもの

六マイクロ秒又は一、○六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものバースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、○一五・武験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を備の産のの二十八、設備規則第四十九条の六の十二においてその無線設備の条件が

十二~六十六 (略)

法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、

次のとおりとする。

十四号に掲げる特定無線設備工、第十一号の二十六、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号及び第五五、第十一号の二十六、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の八前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八

(略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係

技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1) • (2) (略)

(3) 特性試験

であるかどうかについて審査を行う。申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するもの

線設備の種別に従つて試験を行う。告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別にアー次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目

四 特定無線設備の種別	三 測定器等	二 試験項目	_
			1

			置装信				置
プレエンファ	又は変調度 は周波数偏位 思変な偏移又	比吸収率	空中線電力	射の強度 スプリアス発	幅 占有周波数帯	周波数	
低周波発振器	計の機能を表する。	比吸収率測定装置	器又はスペクトル分析電力計、電界強度測定	スペクトル分析器スプリアス電力計又は低周波発振器	析器 一タ又はスペクトル分 似信号発生器バンドメ 擬似音声発生器又は擬	ル分析器 周波数計又はスペクト	
		15 注〇					備設線無の一十二の另一十第項一第条
			0	0	0	0	備設線無の二の一十二の号一十第項一第条
				0	0	0	備設線無の二十二の号一十第項一第条
			0	0	0	0	備設線無の三十二の号一十第項一第条
			0	0	0	0	備設線無の四十二の号一十第項一第条

		置為	支信 送			置装
は周波数偏位	比吸収率	空中線電力	射の強度 スプリアス発	幅 占有周波数帯	周波数	
直線検波器又は変調低周波発振器	比吸収率測定装置	析器 器又はスペクトル分 電力計、電界強度測定	はスペクトル分析器スプリアス電力計又低周波発振器	トル分析器 ドメータ又はスペク 接似信号発生器バン 接のでする。	トル分析器周波数計又はスペク	
						略(
	15 注〇	O	Ol	Ol	0	備設線無の一十二の号一十第項一第条二第
		0		0	0	備設線無の二十二の号一十第項一第条二第
	15 注 〇	0	0	0	0	備設線無の三十二の号一十第項一第条二第
		0	0	0	0	備設線無の四十二の号一十第項一第条二第
						略(

		置装信受	î, C									
レスポンス・	減衰量	通過帯域幅	感 度	度 る電波等の限 副次的に発す	送信速度	きの電力 していないと 搬送波を送信	い電力 は帯域外漏え が電力又 に変えれる	時間 信立ち下がり り時間及び送 りなと上が	音総合歪及び雑	性総合周波数特	搬送波電力	シス特性
計がい計又は歪率雑音標準信号発生器	レベル計 標準信号発生器	レベル計 周波数計 標準信号発生器	計にいいまでは、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点	ペクトル分析器ペクトル分析器	オシロスコープ低周波発振器	スペクトル分析器電力測定用受信機又は低周波発振器	スペクトル分析器低周波発振器	ペクトル分析器	歪率雑音計 低周波発振器	電力計 低周波発振器	スペクトル分析器低周波発振器	直線検波器
				0.1			0.1					
							17注〇					
				0		16 注〇	\bigcirc					
				0			0					
				0			0					

		置装											
	減衰量	通過帯域幅	感度	度る電波等の限副次的に発す	送信速度	きの電力とからと	い電力 は帯域外漏え 漏えい電力又 隣接チャネル	時間とび送信立ち上がり	音総合歪及び雑	性総合周波数特	搬送波電力	シス特性	又は変調度
	レベル計 標準信号発生器	レベル計標準信号発生器	音計 レベル計又は歪率雑 標準信号発生器	スペクトル分析器電界強度測定器又は	オシロスコープ低周波発振器	はスペクトル分析器電力測定用受信機又低周波発振器	はスペクトル分析器電力測定用受信機又低周波発振器	スペクトル分析器	歪率雑音計 低周波発振器	電力計低周波発振器	スペクトル分析器低周波発振器	直線検波器	度計
-				0			<u> </u>						
				0		16注〇	0						
				0		O	0						
_				0		16 注〇	O						
_ [
IJ													

音総合歪及び雑	シス特性アイエンファ	周波数変動局部発振器の	相互変調特性	感度抑圧効果	選択度
歪率雑音計	直線検波器	周波数計	計でいます。	レベル計	ロープレベル計又はオシロスを抵害を発生器

注1~15 (略)

ための通信を行う無線局(時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を 等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波 無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信す 続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局 続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、 めの通信を行う無線局をいう。)の無線設備、 通信設備の試験のための通信を行う無線局(時分割・直交周波数分割多元 を行う基地局の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線 行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局を 局の無線設備、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験の を送信するもの、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地 るもの、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信 接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするた いう。)の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行 時分割·周波数分割多元接 時分割·周波数分割多元接 (時分割・周波

注1~15 (略)

シス特性アイエンファ レスポンス 周波数変動 総合歪及び雑 局部発振器の 感度抑圧 接チ 互変調特性 ヤネル 一効果 直線検波器 低周波発振器 | 標準信号発生器 標準信号発生器 標準信号発生器 レベル計又はオシ 標準信号発生器 レベル計又は歪率 標準信号発生器 周波数計 低周波発振器 歪率雑音計 レベル計又は歪率 スコープ 雑 口 雑

16 無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信す 行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局を ための通信を行う無線局(時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を 局 等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波 るもの、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通 を送信するもの、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地 続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、 接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするた 通信設備の試験のための通信を行う無線局(時分割・直交周波数分割多元 を行う基地局の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線 いう。)の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通 方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局 の通信を行う無線局をいう。)の無線設備、 の無線設備、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験の 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う 時分割·周波数分割多元接 時分割·周波数分割多元接 (時分割・周波 信

局をいう。)の無線設備(周波数分割複信方式を用いるものにあつては陸 信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線 試験のための通信を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通 方式を用いるもの及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の 多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備であつて時分割複信 整をするための通信を行う無線局をいう。)の無線設備、 数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は 上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)に限る。 直交周波数分割

整をするための通信を行う無線局をいう。)の無線設備、

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を

線通信設備の試験の

の通信を行う

キャリ

行う基

Ď

数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調

の中継方式による中継を行うものに限る。)にあつては、実施する試験項 備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備(再生中継方式以外 備 目に増幅度特性を含む 十第四項に規定する無線設備(再生中継方式以外の中継方式による中継を 備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。 十九条の六の六第四項に規定する無線設備、 下同じ。)以外の中継方式による中継を行うものに限る。)、 うものに限る。 設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備(再生中継方式 (再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。) 又は設)、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設 設備規則第四十九条の六の 設備規則第 . (設

18 (21 (略)

イ・ウ (略)

(略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

徭 めの無線設備の工事設計書 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するた

注1·2 (瑟

> 四項に規定する無線設備(再生中継方式(設備規則第四十九条の二十九第 う。)の無線設備(周波数分割複信方式を用いるものにあつては陸上 による中継を行うものに限る。)又は設備規則第四十九条の二十九第四項 四項第三号に規定する再生中継方式をいう。 九条の六の六第四項に規定する無線設備、 基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をい 方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備であつて時分割複信方式を用 に限る。) に規定する無線設備(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うも 局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)に限る。 いるもの及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のた の通信を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う 無線設備(基地局と通信を行うものに限る。)、直交周波数分割多元接続 局の無線設備の試験又は調整をするための 設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備、 にあつては、 実施する試験項目に増幅度特性を含む。 設備規則第四十九条の二十八第 以下同じ。)以外の中継方式 通 信を行う 設備規則第四十

移動

18 (21

イ・ウ (略)

<u>-</u>. <u>÷</u> (略)

別表第二 声 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

艇 | めの無線設備の工事設計書 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するた

注1·2 (器)

- 3 2の(2)の欄は、「F3E 142MHzから 162MHzまで」又は「F3E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。
- (1) シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「(20 k H z 間隔 1,001 波)」のように付記すること。
- (2) 第2条第1項第11号の19 又は第11号の21 に掲げる無線設備であって、 占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲 が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は 1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」 のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。
- (3) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。
- ア 118MH z を超え 148MH z 以下及び 113MH z を超え 803MH z 以下の周波数帯
- イ 815MH z を超え 845MH z 以下及び 860MH z を超え 890MH z 以下の周波数帯
- ウ 900MH z を超え 915MH z 以下及び 945MH z を超え 960MH z 以下の周波数帯
- エ 1427.9MH z を超え 1462.9MH z 以下及び 1475.9MH z を超え 1510.9 MH z 以下の周波数帯
- オ 1744.9MH z を超え 1784.9MH z 以下及び 1839.9MH z を超え 1879.9 MH z 以下の周波数帯
- カ 1920MH z を超え 1980MH z 以下及び 2110MH z を超え 2170MH z 以

- 3 2の(2)の欄は、「F3E 142MHzから 162MHzまで」又は「F3E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。
- 1) シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「(50kHz間隔1,001波)」のように付記すること。
-) 第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあっては、「1930.0MHz(同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。
- (3) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数 帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。
-) 第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアから力までに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。
- 。 118MH zを超え 148MH z以下及び 113MH z を超え 803MH z 以下の周波数帯
- イ 812MH z を超え 842MH z 以下及び 860MH z を超え 890MH z 以下の周波数帯
- ウ 900MH z を超え 915MH z 以下及び 945MH z を超え 960MH z 以下の周波数帯
- エ 1427.9MH z を超え 1462.9MH z 以下及び 1475.9MH z を超え 1510.9 MH z 以下の周波数帯
- オ 1744.9MH z を超え 1784.9MH z 以下及び 1839.9MH z を超え 1879.9 MH z 以下の周波数帯
- 1920MH z を超え 1980MH z 以下及び 2110MH z を超え 2170MH z 以

ħ

下の周波数帯

<u>キ</u> 3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数帯

4~7 (點)

- 8 3の(2)の欄は、次によること
- (1) 25.21MH z を超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Gis (絶対利得)で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第11号の21、第11号の21の2、第20号の2、第49号、第51号又は第52号の2から第54号の3までに掲げる無線設備(第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。
- (2) (器)
- 9~12 (略)
- 第二~第六 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 \mathbb{R} 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(様式 略)

注1~3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

<u> </u>	第2条第1項第11号の21の2に掲げる無線設備	第2条第1項第11号の21に掲げる無線設	()	特定無線設備の種別
	<u> IS</u>	無線設備 <u>JU</u>	(略)	

下の周波数帯

4~7 (略)

3の(2)の欄は、次によること。

 ∞

- .) 25.21MH z を超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Gis (絶対利得)で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第20号の2、第49号、第51号又は第52号の2から第54号の3までに掲げる無線設備(第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。
- (2) (器)
- $9 \sim 12$ (略)
- 第二~第六 (略)

様式第7号(第8条、第 20条、第 27条及び第 36条関係)

表示は、次の様式に記号 RI及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

注1~3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第11号の21に掲げる無線設備	<u>J U</u>

Ŋ	•	•	•	
(略)	() () () () () () () () () ()	第2条第1項第11号の24に掲げる無線設備	第2条第1項第11号の23に掲げる無線設備	第2条第1項第11号の22に掲げる無線設備
	(略)	KS	J S	KU

	5 (略)	<u>ე</u>
(略)	(略)	
MU	第2条第1項第11号の24に掲げる無線設備	
<u>11</u>	第2条第1項第11号の23に掲げる無線設備	
K	第2条第1項第11号の22に掲げる無線設備	